

町区域の設置・変更に関する主な関係法令

住居表示実施に関する規定のある法律は、主に以下の 2 つである。

1	地方自治法（同施行令）	（S22. 4. 17 法律第 67 号）
	① 本法律には、町区域の新設もしくは廃止及び名称の変更に関する基本的な事務手続き上の規定が定められている。	
2	住居表示に関する法律（同施行令）	（S37. 5. 10 法律第 119 号）
	① 本法律には、住所の表記方法や新たな町の区域の定め方についての原則が規定されている。 ② 本法律に基づき、多くの自治体が採用している「街区方式」による住居表示の実施方法の詳細な基準を定めた旧自治省時代の告示「街区方式による住居表示の実施基準（S38. 7. 30 自治省告示第 117 号）」がある。 ③ 住居表示を実施している多くの自治体では、条例を定め、本法律に基づき住居の表示に必要な事項を定めている。 →「昭島市住居表示に関する条例（S39. 3. 28 条例第 14 号）」	

地方自治法関連条文

【地方自治法】

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

② 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

③ 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

【地方自治法施行令】

第七十九条 地方自治法第二百六十条第一項の規定による処分は、（中略）、土地区画整理法による土地区画整理事業（中略）による住宅街区整備事業の施行地区についてするものの効力は、住居表示に関する法律（昭和三十一年法律第百十九号）第二条第一号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、（中略）土地区画整理法第三条第四項（中略）の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からそれぞれ生ずるものとする。

住居表示に関する法律関連条文

【住居表示に関する法律】（抜粋）

（住居表示の原則）

第二条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所(以下「住居」という。)を表示するには、都道府県、郡、市(特別区を含む。以下同じ。)、区(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十の区及び同法第二百五十二条の二十の二の総合区をいう。)及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- 一 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域(以下「街区」という。)につけられる符号(以下「街区符号」という。)及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号(以下「住居番号」という。)を用いて表示する方法をいう。
- 二 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

（町又は字の区域の合理化等）

第五条 街区方式によつて住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。

- 2 前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来 of 名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

（町又は字の区域の新設等の手続の特例）

第五条の二 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、第二条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更(以下「町又は字の区域の新設等」という。)について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

- 2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。
- 3 市町村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。
- 4 第二項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなければならない。
- 5 市町村長は、第二項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。
- 6 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。
- 7 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。
- 8 第二項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第一項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

【街区方式による住居表示の実施基準（S38. 7. 30 自治省告示第 117 号）】（抜粋）

第 1 住居表示の実施基準

1 町の区域の合理化

街区方式によって住居を表示しようとする場合において、その区域内の町（字を含む。以下同じ。）の区域に次の各号に適合しないものがあるときは、その町の沿革、地域社会の実態等に即しつつ、できるだけこれに適合するように、その町区域の合理化に努めること。

（1） 町の境界

町の境界は、道路、鉄道もしくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定められていること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線をとることが適当であること。

（2） 町の形状及び規模

イ 町の形状は、その境界が複雑にいりくんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもつて区画された一団を形成されているものであること。

- ロ 町の規模は、当該市町村の性格及び形態並びに当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないように定められていること。

2 町の名称の定め方

1 による町の区域の合理化のため、新しく町を設け又は町の名称を変更する場合においては、その町の名称は、次の基準によること。

- (1) できるだけ従来の町の名称（当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称を含む。）に準拠して定めることを基本とすること。
- (2) 同一市町村の区域（特別区の存する区域を含む。）内で、同一の名称又は紛らわしい類似の名称が生じる場合等（1）の基準により難しいときは、常用漢字を用いる等できるだけ読みやすく、かつ簡明なものにすること。
- (3) 町の名称として丁目をつける場合においては、その利害得失を十分検討のうえ行うものとする。なお、丁目の数はおおむね4、5丁目程度にとどめることが適当であること。

3 街区割り

- (1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によって定めるものとする。
- (2) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとする。参考までに住居地域における標準を示せば、面積 3,000 平方メートル～5,000 平方メートル、戸数 30 戸程度が適当であること。

【昭島市住居表示に関する条例】（抜粋）

（住居番号の表示）

第4条 建物、その他の工作物の所有者等は、次の各号の定めるところにより、それぞれ住居番号を通行人から見やすい場所に表示しておかなければならない。

- (1) 当該建物、その他の工作物の主要な出入口が道路に接している場合は、当該出入口付近
- (2) 当該建物、その他の工作物の主要な出入口が道路から離れている場合は、当該建物、その他の工作物から道路への主要な通路が道路に接する付近

2 前項に定める建物のうち、棟番号を必要とする建物及び中高層の建物の所有者等は、その住居番号に替えて棟番号又は住居番号に併せて各戸の番号を次の各号の定めるところにより表示しなければならない。ただし、各戸の番号の表示は、省略することができる。

- (1) 棟番号又は住居番号にあつては、前項各号の定めるところによる。
- (2) 各戸の番号にあつては、当該建物の区分されている主要な出入口